

第11条 任務は以下の通りとします。役員・委員の兼任はできません。

1. 会長…この会を代表し、総会、運営委員会の議決に基づいてすべての会務をまとめます。
2. 副会長…会長を補佐し、会長に支障があるときは、その任務を代行することができます。
3. 書記…この会の事務を担当し、諸会議の連絡、議事の記録、書類の整理・保管等を行います。
4. 会計…総会で議決した予算に従い、会計事務を処理します。
5. 学級委員…各学級での連絡、まとめをします。
6. 学年委員…各学級間の連絡、各学年における諸問題を協議します。
7. 専門委員…それぞれ所属の専門部の活動を行います。
生活委員→生徒の保護・善導に関すること。
文化委員→会員の教養と文化向上及び生徒の文化活動援助に関すること。
広報委員→広報活動、調査統計等に関すること。

第12条 役員を選出は以下の通り行われます。

1. 前年度運営委員会において10名互選された委員と一般会員の中からの希望者と教職員代表2名からなる役員選考委員会を設置します。
2. 役員候補者は原則として立候補（自薦・他薦）とします。選挙は無記名投票とし、得票順に決定します。
3. 上記立候補者が無き場合は、役員選考委員会が選考し推薦します。
4. 役員選考委員会が役員候補となるときは、直ちに役員選考委員を退きます。

第13条 学級委員の選出は次の通り行われます。

年度始めに各学級ごとに立候補を受け付け、無き場合は学級懇談会の席上で選挙または抽選とします。（原則として選出された人は引き受けることを前提とします。）

第14条 役員並びに各委員の任期は1年とします。（ただし再任は妨げません。）

第7章 会 計 監 査

第15条 この会に会計監査を置きます。

1. 会計監査 2名（保護者）
2. 会計監査はこの会の会計を監査します。
3. 会計監査は原則として立候補とします。ただし、無き場合は役員選考委員会により推薦されます。
4. 会計監査の任期は1年とします。（ただし再任は妨げません。）